

軽自動車の“手続きお忘れではないですか？”

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。適正な課税業務を行うため、以下の場合については、それぞれ3月末までに軽自動車検査協会、運輸支局及び役場窓口にて手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

① 故障等により車を使用しなくなった時（抹消登録）

ご使用にならない車であっても、4月1日時点において登録されている場合については、当該年度分の軽自動車税が課税されますので、3月31日までに手続きをお願いいたします。

※軽二輪等を所有されている方へ

軽二輪等を所有し、冬期間等使用されない期間に**一時抹消を行い**、標識（ナンバー）の返納済であっても、その後継続して使用する目的で所有し再度登録を行った場合については、4月1日時点で標識（ナンバー）の交付を受けていなくとも当該車両を所有している所有者へ課税の対象となりますのでご注意ください。（根拠法令：地方税法第443条第1項、鶴居村税条例第79条第1項）



上記の例では、4月1日時点において標識の交付は受けていませんが、軽自動車税（種別割）の制度上、当該車両を所有している所有者へ課税されることから課税の対象となりますのでご注意ください。（一時抹消を行い他市町村の方へ譲渡・売買された場合については、役場までご連絡をお願いします。）

② 車を売買・譲渡した時（移転登録）

すでに売買や譲渡がお済みの車両であっても、4月1日時点で新所有者の方へ移転登録がされていない場合には、旧所有者へ課税されますのでご注意ください。

③ 転居、転出等による住所変更・婚姻等によりお名前が変更となった時（変更登録）

軽自動車の納付書は4月1日時点の登録住所・宛名で発送するため、変更登録がお済みでないとお手元に納付書が届かない場合があります。確実に納付書をお届けするために3月31日までの手続きをお願いします。

④ 手続きをする窓口について～軽自動車の種類によって手続きを行う窓口が変わります。

○軽自動車検査協会釧路事務所（〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番3号 TEL:050-3816-1767）

対象車両：三輪または四輪の軽自動車等

○釧路運輸支局（〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 TEL:050-5540-2005）

対象車両：軽二輪

○鶴居村役場住民生活課税務係（〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地 TEL:0154-64-2113）

対象車両：原動機付自転車（50～125cc）、小型特殊自動車（トラクター等）

【所得税等の確定申告について】

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp> 又は右図のQRコード）から、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを利用してオンラインで提出できます。

マイナポータル連携をすると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力できます。

（※マイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあればご利用可能です）



※ 確定申告書等作成コーナー、e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ TEL 0570-01-5901

※ マイナンバーカードに係るICカードリーダーライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ TEL 0120-95-0178